

平成二十一年三月定例会

悪臭問題特別委員会 中間報告

平成二十一年三月二十五日

悪臭問題特別委員会における調査及び活動の概要につきまして、中間報告を申し上げます。

当委員会は、本市内の養豚事業者、堆肥製造事業者等の事業に伴って発生する臭いが、市内の広範囲の地域に到達しており、この悪臭の防止について調査・研究を行い、臭いを解消することが、重要な課題であるとし、平成二十年十二月定例会において設置されたものです。

設置から今日までの当委員会における調査及び活動等の内容についてご報告いたします。

一月十三日開催の委員会においては、悪臭問題特別委員会の今後の運営方針等について確認を行いました。

同月二十一日開催の委員会では、悪臭の原因企業である二社に対し、委員会への出席を求め、初めに養豚事業者に対しては、市当局の改善勧告に基づく改善計画書の内容などについて説明を求めました。

一方の堆肥製造事業者については、新設された堆肥化施設脱臭装置の機能と効果などについて説明を求め

ました。

また、同日、午後、両施設について実地に視察を行い、悪臭防止対策の取組みについて現地にて詳細な説明を受けました。

二月五日には、堆肥製造事業者の更新許可権を持つ者が県知事であることから、悪臭問題特別委員会と地元選出県議会議員と県当局を交え、意見交換会を行いました。

県当局からは、堆肥製造事業者について、悪臭対策に係る指導状況と現在の臭気の現状について説明を受け、市当局からは、特定悪臭物質濃度規制と臭気指数規制を比較し、臭気指数規制は、臭気を全体としてとらえることや、人間の嗅覚を用いて測定する方法のため、苦情の被害感と一致しやすく、苦情処理を行うのに適した方法であることなど、臭気指数規制が持つ優位性について説明を受けるとともに本市における悪臭苦情の現状とその対応について説明がありました。

さらに、現在、山形県知事の権限となっている規制地域の指定や規制基準の設定についてその権限が県議

会の議決を経て市に移譲されるものとの説明がありました。

二月十日には、悪臭問題特別委員と南原地区自然環境保全推進協議会との懇談会を実施し、悪臭公害の現状と山形県公害審査会にて現在行われている調停の状況について報告を受けました。

また、同日午後開催した委員会では、改善勧告に基づき提出された改善計画書の最終的な内容と当該事業者に関し、畜舎整備に係る国庫補助事業について、ならびに株式会社米沢食肉公社の経営状況について当局より報告を受け、委員より、種々質疑要望がありました。

二月二十六日には、臭気全般に関する知識をさらに深めるとともに、養豚事業者における改善計画書の内容並びに臭気対策等について助言を受けるべきでないかとして、委員会から申し入れを行い、おい・かおり環境協会の会長を講師に依頼し、議員研修会を実施しました。

以上、本日までの当委員会における調査及び活動等の内容を申し上げ、悪臭問題特別委員会の中間報告といたします。